

# 令和3年5月定例会議事日程

令和3年4月27日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課4月行事報告

第 5 議 案

第28号議案 臨時代理の承認（島原市少年センター少年補導委員の委嘱について）

第29号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第30号議案 島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第31号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第32号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について

第33号議案 島原市社会教育委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 5月行事予定表

（2）その他

# 島原市教育委員会

## 議案集

第28号議案 臨時代理の承認（島原市少年センター少年補導委員の委嘱について）

第29号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第30号議案 島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第31号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第32号議案 ふるさとにもどってこねね奨学生審議委員会委員の委嘱について

第33号議案 島原市社会教育委員の委嘱について

令和3年4月27日 定例会



## 第 28 号議案

### 臨時代理の承認について

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 40 年島原市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 27 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

#### 1. 臨時代理の理由

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 2 号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

#### 2. 臨時代理の内容

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

#### 3. 臨時代理年月日

令和 3 年 4 月 1 日

## 臨時代理書

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、同規則第4条第1項の規定により臨時に代理する。

令和3年4月1日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

### 1. 臨時代理の内容

別紙のとおり

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、次の者を委嘱する。

地区	氏名	住所(学校等)	年齢
三会	吉田 尚志	島原市中原町乙1462(三会小)	50
三会	武井 泰広	島原市下宮町甲2511-2(三会中)	46
杉谷	勝井 大輔	島原市宇土町乙670-1(第四小)	27
杉谷	野口 史紀	島原市城内1-1222(第一中)	50
森岳	出田 貴宏	島原市城内1-1129(第一小)	47
森岳	嶺 義博	島原市城内1-1222(第一中)	42
霊丘	松川雄一朗	島原市萩が丘2-5688(第二小)	48
霊丘	金崎 淳一	島原市新山3-8916(第二中)	49
白山	池田 久伸	島原市広馬場町7758(第三小)	47
白山	平山浩太郎	島原市新山3-8916(第二中)	27
安中	北島 和紀	島原市大下町丙1049(第五小)	34
安中	山下 譲治	島原市梅園町丁2898(第三中)	43
大三東	中村 修	島原市有明町大三東丙582-1(大三東小)	53
大三東	土橋 潤二	島原市有明町大三東戊1535-2(有明中)	37
高野	吉田 英次	島原市有明町大三東丁2133-1(高野小)	51
高野	原田 美奈	島原市有明町大三東戊1535-2(有明中)	51
湯江	菅 大輝	島原市有明町湯江丙839(湯江小)	24
湯江	尾崎 吉亮	島原市有明町大三東戊1535-2(有明中)	52
高校等	内田 守文	島原市城内2-1130(島原高校)	50
高校等	林田 成穰	島原市城内2-1130(島原高校定時制)	55
高校等	松岡 丈治	島原市下折橋町4520(島原農業高校)	52
高校等	片山 祥平	島原市本光寺町4353(島原工業高校)	33
高校等	江頭 卓也	島原市城内1-1213(島原商業高校)	43
高校等	本多 徳孝	島原市船泊町3415(島原中央高校)	26
高校等	井上 雅智	島原市新田町472-1(青年会議所)	38

(任期1年「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」)

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（抜粋）

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1)から(11)まで 略

(12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

(13)から(16)まで 略

第3条 略

(臨時措置)

第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に報告しなければならない。

島原市少年センター規則（抜粋）

(少年補導委員)

第5条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(参考)

島原市少年センター少年補導委員（任期1年「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」）

地区	番号	氏名	年齢	住所（職場等）	在職
三会	1	山口 正二	53	島原市油掘町丙763-2	18
	2	森本 誉介	53	島原市津吹町乙1285	9
	3	佐仲 勝秀	44	島原市中野町丙1365-1	2
	4	田浦 和幸	49	島原市下宮町甲1894	8
	5	<u>吉田 尚志</u>	<u>50</u>	<u>島原市中原町乙1462（三会小）</u>	<u>1</u>
	6	<u>武井 泰広</u>	<u>46</u>	<u>島原市下宮町甲2511-2（三会中）</u>	<u>2</u>
杉谷	7	林田 正剛	71	島原市本町甲186-1	22
	8	長田 和久	62	島原市山寺町丙843-2	6
	9	松本 久美	57	島原市本町乙502	7
	10	加納 文	50	島原市宇土町乙699	6
	11	<u>勝井 大輔</u>	<u>27</u>	<u>島原市宇土町乙670-1（第四小）</u>	<u>0</u>
	12	<u>野口 史紀</u>	<u>50</u>	<u>島原市城内1-1222（第一中）</u>	<u>1</u>
森岳	13	入江 靖宏	63	島原市柏野町3241-2	1
	14	野田 耕起	78	島原市城内二丁目1040-1	13
	15	松本 恭子	66	島原市城内二丁目1044	3
	16	石本 法子	67	島原市柏野町2774-3	19
	17	辻野 貴士	47	島原市柿の木町2954	3
	18	<u>出田 貴宏</u>	<u>47</u>	<u>島原市城内1-1129（第一小）</u>	<u>3</u>
	19	<u>嶺 義博</u>	<u>42</u>	<u>島原市城内1-1222（第一中）</u>	<u>1</u>
霊丘	20	松本 宗敏	70	島原市弁天町一丁目84	24
	21	林田 敏幸	70	島原市新町一丁目320	24
	22	杉田 守	57	島原市白土町1092-4	5
	23	林田 洋一	50	島原市弁天町一丁目2	9
	24	吉田 真	49	島原市青葉町5412-3	4
	25	<u>松川 雄一朗</u>	<u>48</u>	<u>島原市萩が丘2-5688（第二小）</u>	<u>0</u>
	26	<u>金崎 淳一</u>	<u>49</u>	<u>島原市新山3-8916（第二中）</u>	<u>5</u>
白山	27	上田 すず子	66	島原市南下川尻町10	23
	28	長池 恭子	50	島原市湊町300	1
	29	中田 博文	59	島原市浦田二丁目7567-15	8
	30	宇土 茂人	59	島原市浦田二丁目753	18
	31	中尾 明稔	57	島原市新山一丁目8606-7	10
	32	<u>池田 久伸</u>	<u>47</u>	<u>島原市広馬場町7758（第三小）</u>	<u>0</u>
	33	<u>平山 浩太郎</u>	<u>27</u>	<u>島原市新山3-8916（第二中）</u>	<u>1</u>



地区	番号	氏名	年齢	住所	在職
安中	34	佐藤 信弘	73	島原市新湊二丁目丙1713	27
	35	園田 敏之	73	島原市秩父が浦町丁3501-15	7
	36	佐藤 良二	71	島原市大下町丙1315	5
	37	小鉢 博子	68	島原市新湊二丁目丙1721-4	11
	38	松崎 清晴	68	島原市新湊二丁目丙1989番地	7
	39	<u>北島 和紀</u>	<u>34</u>	<u>島原市大下町丙1049 (第五小)</u>	<u>2</u>
	40	<u>山下 譲治</u>	<u>43</u>	<u>島原市梅園町丁2898 (第三中)</u>	<u>3</u>
大三東	41	田中 邦浩	54	島原市有明町大三東甲579-2	12
	42	宇土 国義	62	島原市有明町大三東乙577	16
	43	馬渡 清郎	62	島原市有明町大三東甲2167-1	14
	44	松本 信二	56	島原市有明町大三東戊936-1	16
	45	<u>中村 修</u>	<u>53</u>	<u>島原市有明町大三東丙582-1 (大三東小)</u>	<u>4</u>
	46	<u>土橋 潤二</u>	<u>37</u>	<u>島原市有明町大三東戊1535-2 (有明中)</u>	<u>0</u>
高野	47	本田 保久	60	島原市有明町大三東戊2723	16
	48	吉田 孝信	71	島原市有明町大三東戊3391-2	16
	49	前田 真一	44	島原市有明町大三東戊3649	0
	50	松本 輝	39	島原市有明町大三東戊2777-1	0
	51	<u>吉田 英次</u>	<u>51</u>	<u>島原市有明町大三東丁2133-1 (高野小)</u>	<u>2</u>
	52	<u>原田 美奈</u>	<u>51</u>	<u>島原市有明町大三東戊1535-2 (有明中)</u>	<u>3</u>
湯江	53	前田 政勝	58	島原市有明町湯江丙2055	16
	54	森川 陽子	53	島原市有明町湯江丁683-6	7
	55	尾崎 正祥	52	島原市有明町湯江乙2524番地172	7
	56	<u>菅 大輝</u>	<u>24</u>	<u>島原市有明町湯江丙839 (湯江小)</u>	<u>1</u>
	57	<u>尾崎 吉亮</u>	<u>52</u>	<u>島原市有明町大三東戊1535-2 (有明中)</u>	<u>5</u>
高校等	58	<u>内田 守文</u>	<u>50</u>	<u>島原市城内2-1130 (島原高校)</u>	<u>3</u>
	59	<u>林田 成穰</u>	<u>55</u>	<u>島原市城内2-1130 (島原高校定時制)</u>	<u>7</u>
	60	<u>松岡 丈治</u>	<u>52</u>	<u>島原市下折橋町4520 (島原農業高校)</u>	<u>0</u>
	61	<u>片山 祥平</u>	<u>33</u>	<u>島原市本光寺町4353 (島原工業高校)</u>	<u>3</u>
	62	<u>江頭 卓也</u>	<u>43</u>	<u>島原市城内1-1213 (島原商業高校)</u>	<u>1</u>
	63	<u>本多 徳孝</u>	<u>26</u>	<u>島原市船泊町3415 (島原中央高校)</u>	<u>1</u>
	64	<u>井上 雅智</u>	<u>38</u>	<u>島原市新田町472-1 (青年会議所)</u>	<u>0</u>

※下線太字について、臨時代理により委嘱する。

## 第29号議案

### 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局処務規則（平成8年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「班」の次に「又は室」を加える。

第3条第1項中「ことができる」を削る。

第5条第1項教育総務課中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項学校教育課第13号中「・」を「、」に改め、同項学校教育課中第31号を第33号とし、同号の前に次の1号を加える。

(32) 一般財団法人島原市学校給食会に関すること。

第5条第1項学校教育課中、第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同項学校教育課第20号中「承認及び」を削り、同号を第21号とし、第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) ICT教育に関すること。

第5条第1項社会教育課第3号中「社会教育委員会」を「社会教育委員」に改め、「図書館協議会」の次に「、少年センター運営協議会、少年センター少年補導委員」を加え、同項社会教育課第6号中「開設、」を「開設及び」に、「開催及び」を「開催並びに」に改め、同項スポーツ課第5号中「体育及び」を削り、同項スポーツ課第6号中「体育」を「スポーツ」に改め、同項スポーツ課第10号中「体育及び」を削り、同号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) スポーツ国際交流に関すること。

第6条第4項及び第5項を次のように改める。

4 教育次長が不在のときは、あらかじめ教育次長が指名した職員がその事務を代決する。

5 課長が不在のときは、あらかじめ課長が指名した職員がその事務を代決する。

第8条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条第3号中「及び訓令」を「その他の規程」に改め、同条第5号中「、諮問案」を「等」に改め、同条第7号中「課長、理事」を「教育次長、課長」に、「出張及び」を「出張並びに」に改める。

第11条中「各課長」の前に「教育次長及び」を加える。

第12条の見出し中「規定」を削る。

別表を次のように改める。

#### 別表（第11条関係）

区分	事項
教育次長	(1) 島原市事務決裁規則（平成22年島原市規則第15号）第10条第10号、第11号及び第12号に関する事。
課長共通	(1) 定例又は簡易な請願、申請、照会、回答、届、報告等に関する事。 (2) 定例若しくは簡易な通達又は経由文書の進達に関する事。ただし、副申を必要とするものを除く。 (3) 定例的な印刷物の整理及び配布に関する事。 (4) 公簿等に基づく諸証明及び閲覧に関する事。 (5) 届出等に関する関係者の呼出に関する事。 (6) 軽易な許可及び認可に関する事。 (7) 使用料、手数料その他収入金に対する納入通知に関する事。 (8) 委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関する事。 (9) 廃棄書類の処分に関する事。 (10) 各種団体との連絡に関する事。 (11) 各種啓発宣伝に関する事。 (12) 公印の管守に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 課員の分掌事務に関すること。</li> <li>(14) 課員の時間外勤務命令に関すること。</li> <li>(15) その他軽易な事務に関すること。</li> </ul>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収入金に対する納入通知に関すること。</li> <li>(2) 過誤納金の戻出命令及び過誤払の戻入命令に関すること。</li> <li>(3) 島原市事務決裁規則第37条第2号及び第3号に関すること。</li> <li>(4) 決裁を経た経費の支出命令に関すること。</li> <li>(5) 事務局の職員の日帰り出張及び復命並びに勤務に関すること。</li> <li>(6) 総務部長及び会計課長名で請求する経費の支出に関すること。</li> <li>(7) 工事及び業務委託の入札並びに竣工検査に関すること。</li> <li>(8) 歳入歳出外現金の収入金に対する納入通知及び支出通知に関すること。</li> <li>(9) 事務局職員の履歴事項等の照合及び証明に関すること。</li> <li>(10) 教育委員会所属の庁用自動車に関すること。</li> <li>(11) その他所管に属する軽易な事務に関すること。</li> </ul>
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</li> <li>(2) 学齢簿を編製すること。</li> <li>(3) 就学義務の猶予又は免除に関すること。</li> <li>(4) 学齢児童生徒の出席を督促すること。</li> <li>(5) 修学旅行、校外実習等の行事の届出に関すること。</li> <li>(6) 給食に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</li> <li>(7) 教材使用の届出に関すること。</li> <li>(8) 教育課程の届出に関すること。</li> <li>(9) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。</li> <li>(10) 保健体育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</li> <li>(11) 学校施設及び設備の安全点検に関すること。</li> <li>(12) 伝染病及び感染症発生調査に関すること。</li> <li>(13) 日本スポーツ振興センターの給付金の請求に関すること。</li> </ul>

	(14) その他所管に属する軽易な事務に関する事。
社会教育課長	(1) 社会教育、文化振興及び文化財に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。 (2) 公民館、図書館、文化会館、少年センター、松平文庫その他社会教育施設の運営活動に関する諸報告の処理に関する事。 (3) 公民館、図書館及び文化会館の使用申請並びに許可に関する事。 (4) その他所管に属する軽易な事務に関する事。
スポーツ課長	(1) 各種大会結果報告に関する事。 (2) 体育施設使用申請及び許可に関する事。 (3) スポーツ少年団に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。 (4) スポーツ協会に属する軽易な事務に関する事。 (5) その他所管に属する軽易な事務に関する事。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年4月27日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

#### 提案理由

市長部局における部次長の発令及び事務内容の見直しに伴い、各条文について所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市教育委員会事務局処務規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局の組織等について定めるものとする。 (組織)</p> <p>第2条 島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の課を置く。 教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課</p> <p>2 課に班又は室を置くことができる。 (教育次長等の設置)</p> <p>第3条 事務局に教育次長を置く_____。 2 課に課長を置き、必要により参事、課長補佐、係長を置くことができる。 (職務権限)</p> <p>第4条 教育次長は、教育長を補佐して、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 課長は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 参事、課長補佐及び係長は、課長を補佐し、分掌事務を処理する。 4 主任及びその他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。 (事務分掌)</p>	<p>島原市教育委員会事務局処務規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局の組織等について定めるものとする。 (組織)</p> <p>第2条 島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の課を置く。 教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課</p> <p>2 課に班_____を置くことができる。 (教育次長等の設置)</p> <p>第3条 事務局に教育次長を置く<u>ことができる</u>。 2 課に課長を置き、必要により参事、課長補佐、係長を置くことができる。 (職務権限)</p> <p>第4条 教育次長は、教育長を補佐して、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 課長は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 参事、課長補佐及び係長は、課長を補佐し、分掌事務を処理する。 4 主任及びその他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。 (事務分掌)</p>	<p>【第2条の改正の内容】 社会教育課文化財保護推進室の設置による改正</p> <p>【第3条の改正の内容】 補職としての位置付けによる 字句の修正</p>

改 正 案	現 行	解説及び資料
<p>第5条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 委員会の運営事務及び教育委員に関すること。</p> <p>(2) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(3) 秘書事務に関すること。</p> <p>(4) 市町村教育委員会及び事務局の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 事務局の運営及び総合調整に関すること。</p> <p>(6) 委員会の公印の管守に関すること。</p> <p>(7) 教育関係の表彰に関すること。</p> <p>(8) 事務局職員の任免、給与、服務、分限その他人事に関すること。</p> <p>(9) 委員会規則、訓令、告示等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(10) 予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(11) 教育財産の取得及び廃止等に関すること。</p> <p>(12) 教育施設の目的外使用の許可に関すること。</p> <p>(13) 教育施設の管理、営繕、保全計画及びその実施に関すること。</p> <p>(14) 教育施設台帳に関すること。</p> <p>(15) 工事その他契約に関すること。</p> <p>(16) 入札及び竣工検査に関すること。</p> <p>(17) 学校林に関すること。</p> <p>(18) 奨学金の貸付に関すること。</p> <p>(19) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(20) 一般財団法人島原市教育文化振興事業団に関すること。</p>	<p>第5条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 委員会の運営事務及び教育委員に関すること。</p> <p>(2) 委員会の会議に関すること。</p> <p>(3) 秘書事務に関すること。</p> <p>(4) 市町村教育委員会及び事務局の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 事務局の運営及び総合調整に関すること。</p> <p>(6) 委員会の公印の管守に関すること。</p> <p>(7) 教育関係の表彰に関すること。</p> <p>(8) 事務局職員の任免、給与、服務、分限その他人事に関すること。</p> <p>(9) 委員会規則、訓令、告示等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(10) 予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(11) 教育財産の取得及び廃止等に関すること。</p> <p>(12) 教育施設の目的外使用の許可に関すること。</p> <p>(13) 教育施設の管理、営繕、保全計画及びその実施に関すること。</p> <p>(14) 教育施設台帳に関すること。</p> <p>(15) 工事その他契約に関すること。</p> <p>(16) 入札及び竣工検査に関すること。</p> <p>(17) 学校林に関すること。</p> <p>(18) 奨学金の貸付に関すること。</p> <p>(19) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(20) 一般財団法人島原市教育文化振興事業団に関すること。</p> <p>(21) 東京学生寮に関すること。</p>	<p>【第5条の改正の内容】</p> <p>事務の見直し及び字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>(21) 教育関係の調査統計に関すること。</p> <p>(22) 教育行政相談に関すること。</p> <p>(23) 文書の收受及び発送に関すること。</p> <p>(24) 教育文化振興基金に関すること。</p> <p>(25) 奨学金貸付基金に関すること。</p> <p>(26) 他の課に属さない事項に関すること。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校経営管理の指導に関すること。</p> <p>(2) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(3) 教職員の服務及び指導に関すること。</p> <p>(4) 教職員の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(6) 学級編制に関すること。</p> <p>(7) 学齢簿の編製及び就学に関すること。</p> <p>(8) 学校評価に関すること。</p> <p>(9) 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>(10) 研究校の指定及び指導に関すること。</p> <p>(11) 道徳教育、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(12) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(13) 人権、<u>同和</u>、<u>平和教育</u>に関すること。</p> <p>(14) 学校図書館の指導に関すること。</p> <p>(15) 交流教育に関すること。</p> <p>(16) <u>I C T教育</u>に関すること。</p> <p>(17) 外国語指導助手に関すること。</p> <p>(18) 学校給食の指導及び事務に関すること。</p> <p>(19) 教育評価に関すること。</p> <p>(20) 教科用図書の採択及び無償給付、給与に関すること。</p>	<p>(22) 教育関係の調査統計に関すること。</p> <p>(23) 教育行政相談に関すること。</p> <p>(24) 文書の收受及び発送に関すること。</p> <p>(25) 教育文化振興基金に関すること。</p> <p>(26) 奨学金貸付基金に関すること。</p> <p>(27) 他の課に属さない事項に関すること。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校経営管理の指導に関すること。</p> <p>(2) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(3) 教職員の服務及び指導に関すること。</p> <p>(4) 教職員の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(6) 学級編制に関すること。</p> <p>(7) 学齢簿の編製及び就学に関すること。</p> <p>(8) 学校評価に関すること。</p> <p>(9) 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>(10) 研究校の指定及び指導に関すること。</p> <p>(11) 道徳教育、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(12) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(13) 人権・<u>同和</u>・<u>平和教育</u>に関すること。</p> <p>(14) 学校図書館の指導に関すること。</p> <p>(15) 交流教育に関すること。</p> <hr/> <p>(16) 外国語指導助手に関すること。</p> <p>(17) 学校給食の指導及び事務に関すること。</p> <p>(18) 教育評価に関すること。</p> <p>(19) 教科用図書の採択及び無償給付、給与に関すること。</p>	



改正案	現行	解説及び資料
<p>(21) 教材使用____届出に関すること。</p> <p>(22) 教職員の免許状に関すること。</p> <p>(23) 特別支援教育就学奨励費補助金等に関すること。</p> <p>(24) 北村西望賞基金に関すること。</p> <p>(25) 学校教育関係者の叙勲に関すること。</p> <p>(26) 学校体育の指導に関すること。</p> <p>(27) 保健所、学校医及び学校保健会との連絡調整に関すること。</p> <p>(28) 学校保健の指導に関すること。</p> <p>(29) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(30) 安全教育及び日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(31) 就学時健康診断に関すること。</p> <p>(32) 一般財団法人島原市学校給食会に関すること。</p> <p>(33) その他学校教育に関すること。</p> <p>社会教育課</p> <p>(1) 生涯学習推進体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 公民館、図書館、文化会館、少年センター、松平文庫その他社会教育施設の設置及び管理並びに運営の指導に関すること。</p> <p>(3) <u>社会教育委員</u>、<u>公民館運営審議会</u>、<u>図書館協議会</u>、<u>少年センター運営協議会</u>、<u>少年センター少年補導委員</u>、<u>文化財保護審議会</u>及び<u>文化財保護協会</u>に関すること。</p> <p>(4) 青少年団体、婦人団体、PTA、文化団体等の育成に関すること。</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び家庭教育に関すること。</p> <p>(6) 成人学級、青年教室の開設及び講座、講演会、展</p>	<p>(20) 教材使用承認及び届出に関すること。</p> <p>(21) 教職員の免許状に関すること。</p> <p>(22) 特別支援教育就学奨励費補助金等に関すること。</p> <p>(23) 北村西望賞基金に関すること。</p> <p>(24) 学校教育関係者の叙勲に関すること。</p> <p>(25) 学校体育の指導に関すること。</p> <p>(26) 保健所、学校医及び学校保健会との連絡調整に関すること。</p> <p>(27) 学校保健の指導に関すること。</p> <p>(28) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(29) 安全教育及び日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(30) 就学時健康診断に関すること。</p> <p>(31) その他学校教育に関すること。</p> <p>社会教育課</p> <p>(1) 生涯学習推進体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 公民館、図書館、文化会館、少年センター、松平文庫その他社会教育施設の設置及び管理並びに運営の指導に関すること。</p> <p>(3) <u>社会教育委員会</u>、<u>公民館運営審議会</u>、<u>図書館協議会</u>、<u>少年センター運営協議会</u>、<u>少年センター少年補導委員</u>、<u>文化財保護審議会</u>及び<u>文化財保護協会</u>に関すること。</p> <p>(4) 青少年団体、婦人団体、PTA、文化団体等の育成に関すること。</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び家庭教育に関すること。</p> <p>(6) 成人学級、青年教室の開設、講座、講演会、展</p>	

改正案	現行	解説及び資料
<p>示会等の開催並びに指導奨励に関すること。</p> <p>(7) 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(8) 社会教育に関する情報の交換及び調査研究に関すること。</p> <p>(9) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(10) 芸術及び文化の振興に関すること。</p> <p>(11) 図書館等図書整備基金に関すること。</p> <p>(12) 文化財の調査、保護、活用及び顕彰に関すること。</p> <p>(13) 少年センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(14) 社会同和教育に関すること。</p> <p>(15) その他社会教育に関すること。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育施設の設置及び補修整備に関すること。</p> <p>(3) 体育行事の計画及び社会体育の指導に関すること。</p> <p>(4) スポーツ少年団の指導に関すること。</p> <p>(5) <u>スポーツ</u>の調査統計に関すること。</p> <p>(6) <u>スポーツ</u>関係諸団体の育成に関すること。</p> <p>(7) <u>スポーツ</u>安全保険に関すること。</p> <p>(8) 九州学生駅伝に関すること。</p> <p>(9) <u>スポーツ</u>国際交流に関すること。</p> <p>(10) <u>スポーツ</u>振興基金に関すること。</p> <p>(11) その他<u>スポーツ</u>に関すること。</p> <p>2 教育長は、臨時又は特別の事務については、前項の規定にかかわらず、別に事務分掌を定めて処理させることができる。</p>	<p>示会等の開催及び指導奨励に関すること。</p> <p>(7) 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(8) 社会教育に関する情報の交換及び調査研究に関すること。</p> <p>(9) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(10) 芸術及び文化の振興に関すること。</p> <p>(11) 図書館等図書整備基金に関すること。</p> <p>(12) 文化財の調査、保護、活用及び顕彰に関すること。</p> <p>(13) 少年センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(14) 社会同和教育に関すること。</p> <p>(15) その他社会教育に関すること。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育施設の設置及び補修整備に関すること。</p> <p>(3) 体育行事の計画及び社会体育の指導に関すること。</p> <p>(4) スポーツ少年団の指導に関すること。</p> <p>(5) <u>体育</u>及び<u>スポーツ</u>の調査統計に関すること。</p> <p>(6) <u>体育</u>関係諸団体の育成に関すること。</p> <p>(7) <u>スポーツ</u>安全保険に関すること。</p> <p>(8) 九州学生駅伝に関すること。</p> <p>(9) <u>スポーツ</u>振興基金に関すること。</p> <p>(10) その他<u>体育</u>及び<u>スポーツ</u>に関すること。</p> <p>2 教育長は、臨時又は特別の事務については、前項の規定にかかわらず、別に事務分掌を定めて処理させることができる。</p>	

改正案	現行	解説及び資料
<p>(決裁)</p> <p>第6条 教育長の決裁を要する事項は、教育次長を経由しなければならぬ。</p> <p>2 教育長が不在のときは、教育長が指名した教育長職務代理人がその事務を代決する。</p> <p>3 教育長及び教育長職務代理人がともに不在のときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項に基づきその職務を委任された事務局職員がその事務を代決する。</p> <p>4 教育次長が不在のときは、あらかじめ教育次長が指名した職員がその事務を代決する。</p> <p>5 課長が不在のときは、あらかじめ課長が指名した職員がその事務を代決する。</p> <p>(代決できる事務)</p> <p>第7条 前条の規定により代決できる事務は、あらかじめ指示を受けた事務又は特に緊急に処理しなければならない事務に限るものとする。ただし、特に重要又は異例に属する事務については、あらかじめ処理方針を指示されたものを除き、代決することはできない。</p> <p>(代決後の手続)</p> <p>第8条 代決をした事務については、あらかじめ指示を受けた事務又は軽易な事務を除き、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(合議)</p> <p>第9条 各課の分掌事務で他の課又は他の部局と関連するものについては、関連する課又は部局に合議しなければならない。</p>	<p>(決裁)</p> <p>第6条 教育長の決裁を要する事項は、教育次長を経由しなければならぬ。</p> <p>2 教育長が不在のときは、教育長が指名した教育長職務代理人がその事務を代決する。</p> <p>3 教育長及び教育長職務代理人がともに不在のときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項に基づきその職務を委任された事務局職員がその事務を代決する。</p> <p>4 課長が不在のときは、参事及び課長補佐が、課長、参事及び課長補佐がともに不在のときは、主務班の班長の職にある者がその事務を代決する。</p> <p>5 主務班の班長の職にある者が不在のときは、課長があらかじめ指定した職員がその事務を代決する。</p> <p>(代決できる事務)</p> <p>第7条 前条の規定により代決できる事務は、あらかじめ指示を受けた事務又は特に緊急に処理しなければならない事務に限るものとする。ただし、特に重要又は異例に属する事務については、あらかじめ処理方針を指示されたものを除き、代決することはできない。</p> <p>(代決後の手続)</p> <p>第8条 代決をした事務については、あらかじめ指示を受けた事務又は軽易な事務を除き、すみやかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(合議)</p> <p>第9条 各課の分掌事務で他の課又は他の部局と関連するものについては、関連する課又は部局に合議しなければならない。</p>	<p>【第6条の改正の内容】</p> <p>市長事務部局の例による改正</p> <p>【第8条の改正の内容】</p> <p>字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料				
<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第10条 次に掲げる事項は、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 教育委員会の招集及び提出議案に関すること。</p> <p>(2) 儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(3) 条例、規則<u>その他の規程</u>に関すること。</p> <p>(4) 法律、命令、告示等の疑義その他先例となると思われるもの。</p> <p>(5) 市議会に提出する議案等 <u>及び説明書</u>に関すること。</p> <p>(6) 果費負担教職員及び職員の任免、異動、昇給、昇格、賞罰その他人事に関すること。</p> <p>(7) <u>教育次長、課長、課長及び参事の出張並びに勤務</u>に関すること。</p> <p>(8) 教育委員、教育長の出席を要する行事又は会合に関すること。</p> <p>(9) その他前各号に準ずる重要又は異例な事項に関すること。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第11条 <u>教育次長及び各課長の専決事項</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>(準用 <u>      </u>)</p> <p>第12条 事務処理、職員の服務、勤務時間、休暇等、分限、懲戒及び身元保証等については、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1417 1384 1465 2072"> <tr> <td>区分</td> <td>事項</td> </tr> </table>	区分	事項	<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第10条 次に掲げる事項は、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 教育委員会の招集及び提出議案に関すること。</p> <p>(2) 儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(3) 条例、規則<u>及び訓令</u>に関すること。</p> <p>(4) 法律、命令、告示等の疑義その他先例となると思われるもの。</p> <p>(5) 市議会に提出する議案、<u>諮問案及び説明書</u>に関すること。</p> <p>(6) 果費負担教職員及び職員の任免、異動、昇給、昇格、賞罰その他人事に関すること。</p> <p>(7) <u>課長、理事及び参事の出張及び勤務</u>に関すること。</p> <p>(8) 教育委員、教育長の出席を要する行事又は会合に関すること。</p> <p>(9) その他前各号に準ずる重要又は異例な事項に関すること。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第11条 <u>      </u>各課長の専決事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(準用 <u>規定</u>)</p> <p>第12条 事務処理、職員の服務、勤務時間、休暇等、分限、懲戒及び身元保証等については、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1417 600 1465 1288"> <tr> <td>区分</td> <td>事項</td> </tr> </table>	区分	事項	<p>【第10条の改正の内容】 字句の修正及び教育長の決裁事項に教育次長の出張及び勤務に関することを追加</p> <p>【第11条の改正の内容】 専決事項に教育次長を追加</p> <p>【第12条の改正の内容】 見出しの字句の修正</p> <p>【別表の改正の内容】</p>
区分	事項					
区分	事項					

改正案		現行		解説及び資料
教育次長	(1) 島原市事務決裁規則(平成22年島原市規則第15号)第10条第10号、第11号及び第12号に <u>関</u> すること。			専決事項に教育次長を追加及び市長部局の部次長の発令に伴う改正並びに字句の修正
課長共通	(1) 定例又は簡易な請願、申請、照会、回答、届、報告等に関すること。 (2) 定例若しくは簡易な通達又は經由文書の進達に関すること。ただし、副申を必要とするものを除く。 (3) 定例的な印刷物の整理及び配布に関すること。 (4) 公簿等に基づく諸証明及び閲覧に関すること。 (5) 届出等に関する関係者の呼出に関すること。 (6) 軽易な許可及び認可に関すること。 (7) 使用料、手数料その他収入金に対する納入通知に関すること。 (8) 委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。 (9) 廃棄書類の処分に関すること。 (10) 各種団体との連絡に関すること。 (11) 各種啓発宣伝に関すること。 (12) 公印の管守に関すること。 (13) 課員の分掌事務に関すること。 (14) 課員の時間外勤務命令に関すること。 (15) その他軽易な事務に関すること。	課長共通	(1) 定例又は簡易な請願、申請、照会、回答、届、報告等に関すること。 (2) 定例若しくは簡易な通達又は經由文書の進達に関すること。ただし、副申を必要とするものを除く。 (3) 定例的な印刷物の整理及び配付に関すること。 (4) 公簿等に基づく諸証明及び閲覧に関すること。 (5) 届出等に関する関係者の呼出に関すること。 (6) 軽易な許可及び認可に関すること。 (7) 使用料、手数料その他収入金に対する納入通知に関すること。 (8) 委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。 (9) 廃棄書類の処分に関すること。 (10) 各種団体との連絡に関すること。 (11) 各種啓発宣伝に関すること。 (12) 公印の管守に関すること。 (13) 課員の分掌事務に関すること。 (14) 課員の時間外勤務命令に関すること。 (15) その他軽易な事務に関すること。	
教育総務	(1) <u>収入金</u> に対する <u>納入通知</u> に関すること。	教育総務	(1) <u>収入</u> <u>通知</u> に関する	

改正案		現行		解説及び資料
課長	<p>こと。</p> <p>(2) 過誤納金の戻出命令及び過誤払の戻入命令に関すること。</p> <p>(3) 島原市事務決裁規則第37条第2号及び第3号</p> <p>_____に 関すること。</p> <p>(4) 決裁を経た経費の支出命令に関すること。</p> <p>(5) 事務局の職員の日帰り出張及び復命並びに勤務に関すること。</p> <p>(6) 総務部長及び会計課長名で請求する経費の支出に関すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(7) 工事及び業務__委託の入札並びに竣工検査に関すること。</p> <p>(8) 歳入歳出外現金の収入金に対する納入通知及び支出通知に関すること。</p> <p>(9) 事務局職員の履歴事項等の照合及び証明に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会所属の庁用自動車に関すること。</p> <p>(11) その他<u>所管</u>に属する軽易な事務に関すること。</p>	課長	<p>こと。</p> <p>(2) 過誤納金の戻出命令及び過誤払の戻入命令に関すること。</p> <p>(3) 島原市事務決裁規則(平成22年島原市規則第15号)別表専決区分主管課長の項の規定による経費の支出負担行為に関すること。</p> <p>(4) 決裁を経た経費の支出命令に関すること。</p> <p>(5) 事務局の職員の日帰り出張及び復命並びに勤務に関すること。</p> <p>(6) 総務部長及び会計課長名で請求する経費の支出に関すること。</p> <p>(7) 1件3,000,000円未満の工事の起工及び業務の委託並びに請負業者の指名に関すること。</p> <p>(8) 1件3,000,000円未満の入札に付する予定価格書の作成に関すること。</p> <p>(9) 工事及び業務の委託の入札並びに竣工検査に関すること。</p> <p>(10) 歳入歳出外現金の収入 _____通知及び支出通知に関すること。</p> <p>(11) 事務局職員の履歴事項等の照合及び証明に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会所属の庁用自動車に関すること。</p> <p>(13) その他<u>主管</u>に属する軽易な事務に関すること。</p>	

改正案		現行		解説及び資料
学校教育 課長	<p>(1) 学校教育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(2) 学齢簿を編製すること。</p> <p>(3) 就学義務の猶予又は免除に関すること。</p> <p>(4) 学齢児童生徒の出席を督促すること。</p> <p>(5) 修学旅行、校外実習等の行事の届出_____に関すること。</p> <p>(6) 給食に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(7) 教材使用の届出_____に関すること。</p> <p>(8) 教育課程の届出に関すること。</p> <p>(9) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。</p> <p>(10) 保健体育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(11) 学校施設及び設備の安全点検に関すること。</p> <p>(12) 伝染病及び感染症発生調査に関すること。</p> <p>(13) 日本スポーツ振興センターの給付金の請求に関すること。</p> <p>(14) その他<u>所</u>管に属する軽易な事務に関すること。</p>	学校教育 課長	<p>(1) 学校教育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(2) 学齢簿を編製すること。</p> <p>(3) 就学義務の猶予又は免除に関すること。</p> <p>(4) 学齢児童生徒の出席を督促すること。</p> <p>(5) 修学旅行、校外実習等の行事の届出及び承認に関すること。</p> <p>(6) 給食に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(7) 教材使用の届出<u>及び承認</u>に関すること。</p> <p>(8) 教育課程の届出に関すること。</p> <p>(9) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。</p> <p>(10) 保健体育に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p> <p>(11) 学校施設及び設備の安全点検に関すること。</p> <p>(12) 伝染病及び感染症発生調査に関すること。</p> <p>(13) 日本スポーツ振興センターの給付金の請求に関すること。</p> <p>(14) その他<u>主</u>管に属する軽易な事務に関すること。</p>	
社会教育 課長	<p>(1) 社会教育、文化振興及び文化財に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p>	社会教育 課長	<p>(1) 社会教育及び文化_____に関する軽易な指導を企画し、又は実施すること。</p>	

改正案		現行		解説及び資料
	<p>こと。</p> <p>(2) <u>公民館、図書館、文化会館、少年センター、松平文庫</u>その他<u>社会教育施設</u>の運営活動に関する諸報告の処理に関すること。</p> <p>(3) <u>公民館、図書館及び文化会館の使用申請並びに許可</u>に関すること。</p> <p>(4) その他<u>所管</u>に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p>		<p>ること。</p> <p>(2) <u>公民館及び図書館等</u>の運営活動に関する諸報告の処理に関すること。</p> <p>(3) <u>公民館の使用許可申請</u>に関すること。</p> <p>(4) その他<u>主管</u>に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p>	
スポーツ課長	<p>(1) 各種大会結果報告に関すること。</p> <p>(2) 体育施設使用申請及び許可に関すること。</p> <p>(3) スポーツ少年団に関する<u>軽易な指導</u>を企画し、又は実施すること。</p> <p>(4) スポーツ協会に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p> <p>(5) その他<u>所管</u>に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p>	スポーツ課長	<p>(1) 各種大会結果報告に関すること。</p> <p>(2) 体育施設使用申請及び許可に関すること。</p> <p>(3) スポーツ少年団に関する<u>軽易な指導</u>を企画し、又は実施すること。</p> <p>(4) スポーツ協会に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p> <p>(5) その他<u>主管</u>に属する<u>軽易な事務</u>に関すること。</p>	





## 第30号議案

### 島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

島原市学校運営協議会規則（平成31年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に、「定めるもの」を「定めることを目的」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年4月27日提出

島原市教育委員会  
教育長 森本 和孝

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市学校運営協議会規則 平成31年2月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>島原市学校運営協議会規則 平成31年2月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><b>【改正の内容】</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う引用条文等の改正</p>

### 第 3 1 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議 会連合会会長	河田 誠	島原市中野町丙1363	R3.4.27～R4.3.31

令和 3 年 4 月 2 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第 9 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

参考

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(令和3年4月27日現在)

職 名	氏名	住 所 ( 学 校 所 在 地 等 )	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	河田 誠	島原市中野町丙1363	R3.4.27~R4.3.31
長崎県立島原高等学校長	岩橋 順弘	島原市城内二丁目1130	R3.4.1~R4.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 達彦	島原市下折橋町4520	H31.4.1~R4.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	山口 勇	島原市本光寺町4353	R3.4.1~R4.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	前田 由美子	島原市城内一丁目1213	R3.4.1~R4.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H31.4.1~R4.3.31
島原市立第一中学校長	矢島 和幸	島原市城内一丁目1222	H31.4.1~R4.3.31
島原市立第二中学校長	大場 斉那	島原市新山三丁目8916	R3.4.1~R4.3.31
島原市立第三中学校長	渡邊 吉高	島原市梅園町丁2898	R2.4.1~R4.3.31
島原市立三会中学校長	本田 恭子	島原市下宮町甲2511-2	H31.4.1~R4.3.31
島原市立有明中学校長	本田 昌孝	島原市有明町大三東戊1535	H31.4.1~R4.3.31
計	11名		

## 島原市奨学金貸付条例（抜粋）

### （審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



### 第 3 2 号議案

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
島原市民生委員児童委員協 議会連合会会長	河田 誠	島原市中野町丙1363	R3.4.27～R5.3.31

令和 3 年 4 月 2 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

#### 提案理由

島原市奨学金貸付条例第 1 7 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。



# 参考

## ふるさともどってこんね奨学生審議委員会委員名簿

(令和3年4月27日現在)

職 名	氏名	住 所（学校所在地等）	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	河田 誠	島原市中野町丙1363	R3.4.27～R5.3.31
長崎県立島原高等学校長	岩橋 順弘	島原市城内二丁目1130	R3.4.1～R5.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 達彦	島原市下折橋町4520	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	山口 勇	島原市本光寺町4353	R3.4.1～R5.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	前田 由美子	島原市城内一丁目1213	R3.4.1～R5.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	R2.4.1～R5.3.31
島原公共職業安定所所長	松尾 伸二	島原市片町633	R3.4.1～R5.3.31
計	7名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



### 第 3 3 号議案

#### 島原市社会教育委員の委嘱について

島原市社会教育委員に、次の者を委嘱する。

氏名	住所（職場）	年齢	備考
原 洋	長崎県島原市広馬場町 7 7 5 8 番地 (第三小)	5 9	学校教育 (校長会選出)

(任期：令和 3 年 4 月 2 7 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで)

令和 3 年 4 月 2 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

#### 提案理由

島原市校長会関連役職の決定に伴い、島原市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定により、委員として委嘱しようとするものである。

## (参考)

社会教育委員（任期2年「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」）

番号	氏名	年齢	住所（職場等）	在職年数	備考
1	金子 統太郎	79	有明町湯江丙571番地1	8	学識経験
2	川本 まなみ	72	大下町丙1197番地2	2	家庭教育
3	永石 一成	66	鎌田町丁4138番地	0	学識経験
4	喜多 彰	63	天神元町乙522番地	0	学識経験
5	本多 純子	52	有明町大三東丁1784番地12	0	家庭教育
6	北浦 誠治	47	亀の甲町乙1643番地1	1	家庭教育
7	豊田 芳明	66	南安徳町丁4745番地	6	社会教育
8	佐藤 美由紀	63	浦の川2156番地	10	家庭教育
9	<u>原 洋</u>	<u>59</u>	<u>広馬場町7758番地</u>	<u>3</u>	<u>学校教育</u>
10	古瀬 彬	38	八幡町7614番地1	8	社会教育
11	村本 雅一	52	宇土町乙1054番地37	17	社会教育

(参考)

島原市社会教育委員条例

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

# 島原市教育委員会

## 報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表

令和3年4月27日 定例会





## 教育委員会 5月定例会 報告事項

[4月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	島原市表彰式	10:00	島原文化会館	教育長、教育次長、各課長
2	金	令和3年度会計年度任用職員任用通知書交付式	9:30	有明公民館大ホール	教育長、教育次長、課長、社教課長
2	金	指名選定委員会	13:30	本庁舎	教育次長
9	金	令和3年度学校予算配当説明会	15:00	有明庁舎大会議室	教育長、課長、学教課長、課員
12	月	新型コロナナ地方創生臨時交付金に係る事業検討会	13:30	本庁庁議室	教育次長
16	金	宮城県山元町派遣職員報告会	13:30	本庁第1 応接室	教育長
16	金	令和3年度職員採用試験検討会	14:00	本庁庁議室	教育長
27	火	5月定例教育委員会	13:30	有明庁舎第1 会議室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
28	水	第1 回長崎県都市教育長協議会	14:00	長崎市役所	教育長

## 教育委員会 5月定例会 報告事項

[4月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	教職員辞令交付式	13:30	有明総合文化会館	教育委員、教育長、次長、各課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢、塩田
2	金	令和3年度義務教育諸学校用教科書無償給与説明会Web会議	13:30	有明庁舎	長岡、塩田
5	月	島原市会計年度任用職員任用通知書交付式	9:30	有明総合文化会館	教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢、塩田
7	水	中学校入学式	14:00	市内各中学校	教育委員、教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
8	木	小学校入学式	10:00	市内各小学校	教育委員、教育長、次長、各課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
9	金	子どもを守るパトロール防犯交通安全啓発出陣式	7:00	第二小学校	教育長、課長
9	金	定例校長会	9:30	有明庁舎	教育長、次長、各課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢、塩田
9	金	学校配当予算説明会	15:00	有明庁舎	教育長、課長、塩田
12	月	有明プールを活用した水泳学習に関する会議	13:30	藤田屋	松尾
12	月	市内中体連理事会	14:00	第三中学校	課長、小鉢
13	火	初任研校長等連絡協議会	9:30	県教育センター	林田
14	水	定例教頭会	9:30	有明庁舎	教育長、次長、各課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢、塩田
14	水	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	林田
14	水	県指定研究Web説明会	13:30	第二中学校	牟田、小鉢
15	木	第1回特別支援学級・通級指導教室担任会	15:00	杉谷公民館	松尾
19	月	第1回初任者研修実施運営委員会	14:00	有明庁舎	教育長、林田
19	月	第1回中堅教諭等資質向上研修実施運営委員会	14:45	有明庁舎	教育長、林田
22	木	指導主事研修会Web会議	10:30	有明庁舎	課長、長岡、牟田、松尾、小鉢
22	木	献立作成委員会	13:00	杉谷公民館	塩田
22	木	第1回学校給食研究会	15:00	杉谷公民館	林田
23	金	指導主事研修会Web会議	9:15	有明庁舎	林田
23	金	定例記者会見	10:00	本庁	小鉢
23	金	災害対応研修会	13:00	有明公民館	長岡、牟田
26	月	初任者研修第1回地区研修〔連絡研修〕	14:00	有明総合文化会館	教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
28	水	島原市・南島原市合同避難訓練に伴う調整会議	10:00	有明文化会館	小鉢
28	水	教務主任会	14:00	杉谷公民館	林田、小鉢
30	金	特別支援学級「春の交流会」	9:00	有明体育館	松尾

島原市教育委員会 5月定例会報告事項

【令和3年4月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	金	会計年度任用職員任用通知書交付式	9:30	有明公民館	教育長、教育次長、課長、藤井、倉本
2	金	市長、副市長に対する事業説明	13:00	庁議室	教育次長、課長
6	火	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長、小山、森
13	火	長崎県学芸文化課との協議（文化庁調査官来島に関する協議）	10:00	県庁	課長、倉本、大津、吉岡
14	水	町内会・自治会連合会役員会(公民館の在り方に関する意見聴取	14:00	三会公民館	教育次長、課長、藤井
16	金	島原半島文化賞打合せ（島原文化連盟役員会）	13:30	森岳公民館	藤井、林田
19	月	成人式に関する市長レク	9:00	市長室	教育長、教育次長、課長
21	水	文化庁山下主任調査官(史跡担当)島原城跡視察	9:00	島原城跡ほか	延期
22	木	島原半島文化賞審査会	10:00	島原文化会館	教育長、課長、藤井、林田
23	金	社会を明るくする運動打合せ	9:00	有明庁舎	課長、藤井
23	金	県・市少年センター連絡会議	14:00	県庁	課長、出田指導監
27	火	少年センター少年補導委員幹事会	18:30	森岳公民館	課長、藤井、出田指導監
28	水	社会教育担当者会	14:00	有明公民館	課長、藤井、小山、松本指導員
各地区にて高齢者学級〇回（担当：野口）・女性学級〇回開催（担当：松本）					

【付記事項】

1	木	教職員辞令交付式	13:30	有明文化会館	課長、藤井
3	土	さくら会	11:00	神習処跡	※今年は来賓なしで実施
8	木	小学校入学式	10:00	第二小学校	課長
9	金	子どもを守るパトロール防犯交通安全啓発出陣式	7:00	第二小学校	教育長、課長
9	金	定例校長会	9:30	有明庁舎	課長、藤井
14	水	定例教頭会	9:30	有明庁舎	課長、藤井
18	日	第37回霊丘地区オリエンテーリング大会	9:00	霊丘公民館	中止
19	月	有明文化協会総会	13:30	有明公民館	※今年は来賓なしで実施
20	火	島原土搗唄保存会総会	10:00	農村環境改善センター	※今年は来賓なしで実施
21	水	子ども狂言協力会総会	19:30	島原文化会館	課長、藤井、小山
27	火	町内会・自治会連合会総会			※今年は来賓は市長のみ
		子ども会育成連絡協議会役員会			中止
		各地区婦人会、各地区老人会総会			来賓なし、または書面開催

教育委員会 5月定例会 報告事項

[4月]

(スポーツ課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
6	火	島原市スポーツ推進委員委嘱状交付式	14:00 18:00	教育委員会	教育長、課長
6	火	県スポーツ振興課と打ち合わせ	15:00	有明庁舎2F会議室	課長、中島班長
12	月	九電工女子陸上部歓迎	14:00	ホテルシーサイド島原	教育長、課長、林田班長
13	火	長崎新聞政経懇話会	12:30	長崎新聞文化ホール	課長
14	水	聖火リレー説明	14:30	島原高校	課長、林田班長
16	金	長崎県スポーツ協会第1回生涯スポーツ委員会	13:30	県営野球場	課長
16	金	第72回県民体育大会第1回実行委員会	15:00	県営野球場	課長
21	水	聖火リレー島原警察署との打ち合わせ	16:00	有明庁舎2F会議室	課長、中島班長
22	木	聖火リレー長崎県実行委員会	15:00	本庁2G	市長、課長、中島班長
23	金	定例記者会見（聖火リレー）	10:00	本庁3A/3B	課長、中島班長
25	日	市民親睦サッカー大会	10:00	人工芝グラウンド	土本主事※市主催大会
26	月	聖火リレーブロックリーダー説明会	13:30	有明庁舎2F会議室	課長、スポーツ課員、ブロックリーダー
28	木	市スポーツ推進委員総会	19:00	有文多目的ホール	教育長、課長、林田班長、木村主査
		【中止になった行事】			



令和3年 5月行事予定表

令和3年4月27日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	土				
2	日			成人式 島原文化会館 令和4年1月3日へ延期	2021年島原市長杯第1回DJSF-PD九州ブロック選手権DJSF-PD九州ダンススポーツ競技大会in島原 10:00 豊丘体育館 市長挨拶
3	月	憲法記念日 	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	火	みどりの日 	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	水	こどもの日 	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	木	人事評価制度に係る職員説明会 有明庁舎大会議室 11:00 ○△	定例校長会(杉公9:30)◎△		
7	金				東京2020オリンピック聖火リレー 10:00 島原城周辺 ◎△
8	土	第10回スクイまつり 長浜海岸 11:00 ◎			
9	日				
10	月		校長当初面談 有明庁舎 9:50 ◎△		島原学生駅伝打ち合わせ(NIB来庁) 14:00 有明庁舎2F会議室 △
11	火		定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △	市町社会教育主管課長会議 県庁 10:00 △ 社会教育主事等連絡協議会総会 県庁 △	
12	水		校長当初面談 有明庁舎 9:30 ◎△		
13	木				
14	金	新人職員研修修了式 本庁2A 16:45 ◎		長崎県少年補導センター連絡協議会 第1回所長会 大村市コミュニティーセンター 13:00 △	
15	土			島原半島文化賞、宮崎康平賞小中高生文芸コンクール表彰式 島原文化会館 10:00 ◎○△	
16	日		各中学校体育大会◎△		
17	月		令和3年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修 第1回地区研修 有明公民館 14:00 ◎△		
18	火	市町教育委員会合同研修会 有明庁舎 14:00 ◎(教育長意見交換のみオンライン)			JFA・自治総合センターとのドリームサッカー打ち合わせ14:30陸上競技場△
19	水			肥前島原子子ども狂言 開講式 18:30 ◎△	
20	木				
21	金				
22	土			島原文化連盟総会 南風楼 11:00 △	
23	日		各小学校運動会 ◎△		
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日	島原市・南島原市合同防災避難訓練 新湊町集合 避難施設ほか 8:45 ◎○△			
31	月				